

広島県病院事業事務処理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県病院事業管理規程第七号

#### 広島県病院事業事務処理規程

広島県病院事業の管理者の権限に属する別表第一上欄に掲げる事務の処理については、別に定めるもののほか、当該下欄に掲げる規則又は訓令の規定の例による。この場合における技術的読替えは、別表第二のとおりとする。

#### 附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 別表第一

事務の種別	規則又は訓令の名称
職員のみ章に関すること。	広島県職員み章に関する訓令 広島 島 県 訓 令 広島県議会議務局訓令 広島県教育委員会訓令 広島県警察本部訓令 （昭和四十三年 広島県選挙管理委員会訓令 第一号） 広島県人事委員会訓令 広島県 監 査 委 員 訓 令 広島海区漁業調整委員会訓令
職員証に関すること。	広島県職員証に関する訓令 広島 島 県 訓 令
職員の名札の着用に関すること。	職員名札の着用に関する訓令（昭和三十八年広島県訓令第十五号）
職員の勤務評定に関すること。	広島県職員勤務評定実施規程（昭和二十九年広島県訓令第二十七号）
職員の表彰に関すること。	広島県職員等表彰規程（昭和二十五年広島県訓令第十号）
職員等表彰審査会に関すること。	広島県職員等表彰審査会規程（昭和二十五年広島県規則第十号）
予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員の指定に関すること。	予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則（昭和四十年広島県規則第四十六号）

自動車の管理に関すること。	広島県庁用自動車管理規程（昭和三十二年広島県規則第八十号）
地方機関における庁舎等取締りに関すること。	広島県地方機関庁舎等取締規則（昭和四十七年広島県規則第一号）
建設工事の執行に関すること。	建設工事執行規則（昭和二十八年広島県規則第一号）

別表第二

規則・訓令の名称	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
広島県職員き章に関する訓令	第二条	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び広島海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。）並びに警察本部及び警察署に勤務する一般職に属する職員（警察官を除く。）	病院事業局に勤務する一般職に属する職員
広島県職員証に関する訓令	第二条	知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の学校以外の教育機関を含む。）	病院事業局
職員名札の着用に関する訓令	第二条	知事及び労働委員会の事務部局	病院事業局
広島県職員勤務評定実施規程	第三条第一号	本庁の局長及びこれに準じる者	県立広島病院長
	第三条第二号並びに第六条第二項及び第三項	知事	病院事業管理者
	第九条第四項	総務局総務管理部人事課長（以下「人事課長」という。）	病院事業局県立病院課長（以下「県立病院課長」という。）



<p>予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則</p>	<p>広島県庁用自動車管理規則</p>		<p>広島県地方機関庁舎等取締規則</p>	<p>建設工事執行規則</p>
<p>地方自治法</p>	<p>第三条</p>	<p>第五条</p>	<p>第八条第二項</p>	<p>第九条第二項及び第十三条</p>
<p>地方自治法</p>	<p>知事</p>	<p>広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）第五条、第六条及び第十七条に規定する課並びに同規則第二条第三項の地方機関（同項第二号に掲げる機関を除く。）</p>	<p>総務課の長（以下「総務課長」という。） 総務課長</p>	<p>知事</p>
<p>地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条の規定において準用する地方自治法</p>	<p>病院事業管理者</p>	<p>広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）第二第三条に規定する病院及び同規程第三条に規定する県立病院課</p>	<p>県立病院課の長（以下「県立病院課長」という。） 県立病院課長</p>	<p>病院事業管理者</p>
<p>広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）第二第三条に規定する病院</p>	<p>病院事業管理者</p>	<p>若しくは他の規則</p>	<p>知事</p>	<p>第一条第一項</p>
<p>、規則若しくはその他の規程</p>	<p>広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）</p>	<p>広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）、広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年広島県規則第九十九号）及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）</p>	<p>第一条第二項</p>	<p>第一条第三項</p>

第五  
条か  
ら第  
八条  
まで  
、第  
十條  
から  
第十  
五條  
まで  
、第  
十七  
條か  
ら第  
四十  
五條  
まで  
、第  
四十  
七條  
から  
第  
六十  
一條  
まで  
及び  
第六  
十三  
條

知事

病院事業管理者